

令和3年5月11日

本校生徒の皆さん
本校生徒の保護者の皆さま

都立狛江高等学校長
浜田 浩 和

緊急事態宣言の延長に伴う都立学校の対応について

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応について、令和3年4月24日付で「緊急事態宣言下における都立学校の対応について」の通知を配布したところです。

5月7日、国は緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定し、東京都は緊急事態措置等の延長として、東京の人流を徹底して抑え込み、感染を収束させることを目的に、都民に対する日中も含めた不要不急の外出自粛や移動自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

本校においても、東京都教育委員会の指示を踏まえて、改めて下記の対応を継続して実施します。特に、部活動につきましては、東京都教育委員会、東京都高等学校体育連盟・文化連盟並びに各専門部のガイドラインに基づき感染防止対策を徹底しております。お子様と内容を確認の上、御対応をお願いします。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応をしていく。

2 オンラインの活用・分散登校・時差通学

公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう時差通学を徹底するとともに、人流を抑制するためオンラインを活用した分散登校を実施する。

(1) 高等学校・中等教育学校・附属中学校

○始業・終業時刻の設定を工夫する。

○一度に集める生徒数は全生徒数の2/3以下とする。

3 生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

○毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）

○登校時の健康チェック

（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）

(2) 学習活動について

○感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(3) 部活動について

○全ての部活動を中止とする。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。

○大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を发出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。

○吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、別途通知するまで実施しない。

○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。

・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施しない。

(4) 学校行事について

○生徒が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動は延期又は中止する。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を検討する。

○修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoTo トラベルが再開するまでの間、延期又は中止する。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

○生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底

○放課後は速やかに帰宅する。生徒のみの会食やカラオケはしない。

○不要不急の外出は避ける。（遊びに出ない。）

4 家庭における感染症対策の依頼

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

○一層の外出自粛。都県境を越える外出はしない。旅行や観光はしない。

○毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は、生徒を無理させない）

〔問合せ先〕

都立狛江高等学校

副校長 高島 英生

電話 03-3489-2241